

## アキレス会計細則の改正案の概要

主な変更点とその理由は以下のとおり。

1. 規定名称の「規約実施細則」への変更  
「会計細則」という名称が内容の実態を反映していないため。
2. 旧第1条の会計年度の規定の削除  
アキレス規約に既に会計年度の始期・終期が明記されており重複するため。
3. 10月以降の新規入会者の年会費を半額とする規定の削除  
特に必要性が認められないため。
4. 旧第3条の慶弔費の規定の削除  
会として慶弔費を支給する意義が特に認められないため。また、実態上もすべてのケースを把握できないことから、不公平な扱いになりかねないため。
5. クラブ所有のハンドサイクルのメンテナンス費用負担規定の削除  
現時点でハンドサイクルを当会が管理しておらず、自ら管理する意義も特にないため。
6. 遠隔地会員の交通費補助規定の削除  
近年ほとんど利用実績もなく、公平性の観点でも問題があるため。
7. 会費の納入に関する規定の整備  
会の円滑な運営上、会費に係る既定の不備を整備するため。
8. 新規入会時におけるビブス無償支給の終了等  
これまで新規入会時に無償で支給していたビブスは協賛企業の寄付で作成したものであるが、その在庫が間もなくなくなることから、実費で購入してもらうことにするため。
9. 傷害保険の加入の明確化  
従前の規定の趣旨を的確に反映した表現にするため。

以上